明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**四〇）　一
〔告　示〕
○水底線路の保護区域を指定する等の件（**総務**五〇）　三
○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件（**総務・農林水産・国土交通**一～六）　三
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**農林水産**二九八）　三
○礼文空港の飛行場灯火の供用休止について（**国土交通**一〇九）　三
○新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一一〇）　三
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一一一）　三
○航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件（**同**一一二）　三
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**一一三）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四〇
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　九三

省令

○厚生労働省令第四十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十四条の二、第七十五条第五項、第七十六条第二項及び第三項、第八十四条第一項、第百十三条並びに第百十五条の二並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条第四号、第十九条、第四十二条第二項、第四十四条第六項及び第五十条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。